

第9回環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）
委員会の機会における閣僚共同声明（仮訳）

2025年11月21日 オーストラリア、ナーム／メルボルン

クリン族に属するウルンジェリ・ウオイウリング及びブヌロン（ブーン・ウリング）
の人々の伝統的な土地にて

1. 国際的な貿易体制が重大な課題に直面しているこの時期に、我々は世界貿易機関を中核とする、自由で、公正で、開かれた、透明で、包摂的で、ルールに基づく貿易体制に向けて協力することにコミットしている。我々はより緊密な統合を通じて貿易を拡大すること、実施の改善及びプロセスの合理化により貿易を円滑にすること、貿易の利益を普及すること、という議長の優先事項の下でもたらされた成果を歓迎する。

この局面に対応する

2. 我々はこの局面に対応することを決意し、CPTPPが経済統合を促進し我々の経済の繁栄を支援する上で引き続き重要な役割を果たすことを確保することを約束する。我々は協定を更新し、及び強化すること、協定の実施を改善すること及びオークランド原則に則って協定の拡大を継続することにコミットする。

3. 我々は、委員会会合に際して開催された、CPTPPと東南アジア諸国連合（ASEAN）間及びCPTPPと欧州連合（EU）間の第1回貿易投資対話を歓迎する。CPTPP・ASEAN貿易投資対話閣僚共同声明（附属書A）及びCPTPP・EU貿易投資対話閣僚共同声明（附属書B）で確認されたように、これらの対話は公正で開かれた貿易の堅持、持続可能な成長への支援及び予測可能な貿易環境の醸成に向けた我々共通のコミットメントを強調する。

4. 我々は、経済的な脆弱性及び依存を悪用しようとする経済的威圧への共通の懸念及び反対を再確認する。経済的威圧は、協定のハイスタダードやCPTPP締約国であることの期待に沿うものではない。我々は、経済的威圧を抑止し、そのリスクを緩和するためにCPTPP内で協調的に取り組むことへの強い関心を再確認する。

5. 我々は市場歪曲的慣行が貿易及び投資に及ぼすリスクに我々が共同で対処できるようにする上でCPTPPのメカニズムが果たす継続的な役割を認識し、こうした慣行に対処するための締約国間のさらなる対話の利点を強調する。この点に関して、締約国は市場の統合性を維持すること及び公平で、透明で、予測可能な貿易環境を促進する義務の促進を尊重することに引き続きコミットする。

より緊密な統合を通じた貿易の拡大

6. 我々はこの協定によって醸成された強固な貿易投資関係を賞賛し、CPTPPが世界の経済構造において戦略的な重要性を有することを認識する。我々はCPTPPが全ての人々のための包摂的で持続可能な経済成長を支え続けるという野心を再確認する。

7. コスタリカのCPTPP加入手続きに関する継続的な協議が着実に進展していることを歓迎し協定のハイスタンダードが堅持されることを確保することを決意する。加入手続きを適時に完了させることを目指し、加入作業部会に対し協議を迅速に進め2025年12月までに報告するよう指示する。

8. 我々は、オークランド原則に沿う4の加入要請エコノミー、すなわちウルグアイ、UAE、フィリピン及びインドネシアを特定した。我々はウルグアイとの加入プロセスを開始することを決定し、また、適切であれば他のエコノミーについても2026年に開始する。これは他の加入要請の検討及び議論を妨げるものではない。我々の作業のペースを維持するため、本年12月に加え、2026年前半に再度会合を持ち、更なる意思決定を適切に行う意図がある。

9. 加入手続の開始は締約国となることを保証するものではなく、寧ろ加入要請エコノミーの加入条件に関する建設的な議論の出発点であり、妥結には委員会の承認が必要であることに留意する。我々は市場アクセス自由化の恩恵を実現するためには関税を回避又は迂回する違法な積替え及び関連する慣行がCPTPP締約国の経済を損なわないことを確実にすることを含め、加入要請エコノミーの遵守状況に対する厳格な評価が不可欠であることを強調する。これは我々の利害関係者にとっての協定の価値を新規加入が高めることを保証することに資する。

10. 協定の継続的な遵守も極めて重要であり、我々は協定全体における遵守状況を注意深く監視するために協力する。CPTPPには、委員会、小委員会、及び紛争解決メカニズムを含む、不遵守事例やその他の懸念に対処するための効果的なメカニズムと安全措置が含まれていることに留意する。

11. 我々は新規加入を通じて協定のハイスタンダードを維持すること及び我々の全ての関心を反映した方法で前進するという我々のコミットメントを再確認する。

協定の更新及び実施改善による貿易円滑化

12. 我々はCPTPPが発展する課題に対処する上でハイスタンダードを維持し

目的に適うものであることを確保するという我々のコミットメントを強調する。メルボルンにおいて、我々はCPTPPの第一回一般見直しの完結を喜ばしく思うとともに附属書Cにある一般的な見直し報告書（以下「報告書」という。）で概説された勧告を承認する。

13. 我々は2023年の付託事項及び2024年のバンクーバー声明により説明された、実務者による3年以上にわたる一般的な見直しに関する作業に感謝する。我々はこの見直しの結果として、次の項目についての交渉を通じて協定の規律が更新され強化されるべきであると決定した：電子商取引、サービス貿易、税関当局及び貿易円滑化、競争力及びビジネスの円滑化及び貿易と女性の経済的エンパワーメント。我々は実務者に対し報告書における勧告内容が適時に実施されるよう確保すべく2026年の早期から交渉を開始することを指示する。

14. 協定の高い水準の規定の実施及び運用を強化するため、我々はまた、実務者に対して次の事項を含む報告書で特定されたさらなるイニシアティブの展開を最終化するよう指示する：投資、国有企業、イノベーション、ジェンダー主流化、経済的威圧、市場歪曲的慣行

15. CPTPPの見直しに加え、我々は以下の取組を含むCPTPPのビジネス活用の促進及び報告に関する継続中の取組を歓迎する：

- ・我々は締約国の輸出拡大と協定の利用促進という目的を持った全締約国の貿易振興機関（TPO）間の協力提案を主導するマレーシアのイニシアティブを歓迎する。我々はマレーシアがTPO間の協力を強化するためのさらなる次のステップに進むことを期待する。
- ・我々はCPTPPの利益と影響を評価するための経済定量分析に関する共同作業の重要性を認識する。我々は委員会会合で提示されたCPTPPの定量分析に関する報告書をこの分野における協力の継続に向けた第一歩として歓迎する。こうした取組は外部ステークホルダーとのコミュニケーションを強化し、貿易、投資及び持続可能な成長に果たす協定の貢献に関する貴重な知見をもたらす。

16. 我々は協定の実施及び運用における管理業務への事務的支援を提供するユニットの設置にコミットする。この観点から、我々は実務者に対しその機能、構造、及び作業計画の策定に関する議論を開始し2026年の委員会に結果を報告するよう指示する。

貿易の利益の普及

17. 我々はCPTPPが包摂的で持続可能な貿易協定の最前線に立ち続けるというコミットメントを再確認する。我々は2025年の包摂的な貿易に関する作業部会による、貿易が女性、先住民、中小零細企業（MSMEs）にもたらす影響、及び彼らのCPTPP締約国内及び締約国間の貿易及び投資への貢献についての理解を向上させるための作業の価値を強調する。我々は2025年に開催された細分化された貿易データの収集と活用に関する説明会合について関心をもって留意し、この分野における継続的な作業を奨励する。

18. 我々はCPTPPが相互に助長し合い内在的に結びついている気候変動、生物多様性の損失、及び汚染という前例のない三重の地球的危機を含む、環境問題全体に対処する一助となる手段を提供するという見解を共有する。その観点から、我々は環境小委員会がこれらの危機に対処する取組を引き続き強化することを奨励する。

19. 我々は持続可能な農業及び食料システムに関する議論を継続することの重要性を認識しエコノミーが貿易が公正で開かれていることを確保しつつそれぞれの固有の国内事情に最も適する持続可能性措置を策定する柔軟性を保持すべきであることを認識する。

2026年 委員会議長

20. 我々は2026年にCPTPP議長国であるベトナムと共にCPTPPが経済統合を促進し我々の経済の繁栄を支援することにおいて引き続き重要な役割を果たすことを確保すべく協働することを楽しみにしている。

附属書 A

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定と東南アジア諸国連合との間の第一回貿易投資対話の機会における閣僚共同声明

1. 我々、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）締約国及び東南アジア諸国連合（ASEAN）の閣僚及び代表は、2025年11月20日にナーム／メルボルン及びオンラインにおいて第一回CPTPP・ASEAN貿易投資対話（対話）を開催した。

2. 我々はASEAN主導の枠組みにおけるASEANの中心性、及び主権、平等、領土保全、不干渉、コンセンサス、多様性のもとでの結束という原則に基づくインド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）の実施への我々の支持を再確認する。ASEAN共同体ビジョン2045及びASEAN経済共同体（AEC）戦略計画（2026年～2030年）に沿い、我々は高度に統合され結束した経済及び東南アジア内外にわたるシームレスな貿易投資を可能とする、競争力があり、革新的で、ダイナミックな地域の構築に向けたASEANの継続的な取組を歓迎した。

3. 第一回対話において、我々は共通の理解に至った：

- a) 自由で、公正で開かれた市場とルールに基づいた貿易は、我々の繁栄に貢献してきており、我々の将来の経済の成長と安全保障にとって必要不可欠であり続ける。
- b) 我々はあらゆる貿易紛争の解決に関するものを含む、既存の多数国間、地域間、及び二国間の貿易協定の下でのコミットメントを堅持し実施し続ける。
- c) 貿易及び投資を規律するルール及びルールに対する変更は透明で予測可能であるべきである。同様に、我々の貿易及び投資に影響を与える措置は、貿易及び投資を規律する既存のルールと整合的な透明性が確保された形で実施されるべきである。
- d) 我々は経済成長が持続可能であること及び我々の全てのコミュニティが増大する貿易及び投資から利益を受けることを確保すべく働きかけ続ける。
- e) 我々はグローバルバリューチェーン及び重要なサプライチェーンを強化し、持続可能な成長を醸成し、脆弱性についての理解を深めることで、我々の強靱性と競争力を高めることの重要性を再認識する。
- f) 我々は貿易及び投資の自由な流れを阻害し、強靱なサプライチェーンに影響

響を与え、過剰生産を引き起こすような、市場歪曲的な慣行への懸念を共有する。我々はまた、経済的な脆弱性及び依存を悪用しようとする経済的威圧への懸念を共有する。

- g) デジタル経済におけるデータの重要性が増していることを認識し、我々はデジタル取引におけるデータ流通の円滑化、及びビジネス及び消費者の信頼性向上に関する我々の協力を継続する。

4. 対話がグローバルな貿易システムにとって困難な時期に開催されたことを認識し、我々は世界貿易機関（WTO）を中核とするルールに基づく、無差別的で、開かれた、自由で公正で、包摂的で、公平で、持続可能なかつ透明性のある多角的貿易体制を強化することへのコミットメントを強調した。

- 我々は貿易及び投資の流れを歪曲するような慣行を含む現在及び新たな貿易課題に対処する上で引き続きWTOの重要性及び有効性を確保できるようWTOを改革するというジュネーブにおいて進行中の作業を支援するという我々共通のコミットメントを表明した。
- 我々は関心のある問題を推進し、新たなアイデアとアプローチを促進し、新たなルールに関する多数国間協定に向けた機運を高める手段としての、共同声明イニシアチブを含む、WTOにおける複数国間交渉の前向きな役割を認識する。
- 我々は電子商取引に関する協定のWTOの法的枠組みへの組込み及び協定の発効に向けた取組を強調した。我々は開かれた、包摂的で、安全なデジタル貿易を促進するために、現在、交渉中のASEANのデジタル経済枠組み協定（DEFA）を含む、多数国間及び複数国間の進行中の議論の重要性に留意した。我々は過去27年間にわたりデジタル経済の成長を支えてきた、電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムへのコミットメントを再確認し、全てのWTO加盟国に対しデジタル経済の確実性を保証し継続的な成長を持続させるための長期的な解決策に向けて作業することを呼びかけた。
- 我々は開発のための投資円滑化に関する協定のWTOの法的枠組みへの組込み及び同協定の発効に向けた我々の取組を強調し投資枠組みの透明性と予測可能性の向上、行政手続の合理化、持続可能な開発の支援におけるその潜在性を認識した。
- 我々はWTOの意思決定プロセスの改善によるものを含め、WTOルールがアップデートされ履行可能であることを確保する必要性を認識し、全てのWTO加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度を実

現するための我々のコミットメントを再確認した。我々は制度の改革及び多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）へのより多くの参加の意欲に取り組んでいる間も、紛争を終局的に解決することの重要性を確認した。

- 我々はカメルーン共和国が第14回WTO閣僚会議（MC14）を成功裏に開催できるよう集団的な支援を提供し、前向きな成果を達成すべく全てのWTO加盟国と協力して作業を行うことに引き続きコミットする。

5. 透明で、予測可能な、ルールに基づく、公正で開かれた貿易の堅持に向けた我々の共通のコミットメントを確認しつつ、CPTPP・ASEAN共通の理解はCPTPPのハイスタンダード、並びに統合された地域貿易圏としてのASEANの競争力及び活力を反映している。我々は持続可能な成長の支援、地域統合、予測可能な貿易環境の醸成及びデジタル経済における協力の前進におけるCPTPP・ASEAN共通の理解の重要性を認識した。

6. 多角的貿易体制を更に向上させるとともに、CPTPP締約国とASEAN加盟国との間の協力を強化するために、対話は以下を含む具体的な協力分野を模索する機会を参加者に対し提供した：

- **貿易及び投資の円滑化**：我々は透明性の向上及び非関税障壁への対処を含む、貿易及び投資の円滑化の前進にかかる戦略について議論した。我々はCPTPP及びASEANにおいて進行中の物品・サービスに係る取引コストを削減し予測可能なビジネス環境を推進する取組を認識した。
- **デジタル貿易**：我々は世界経済におけるデジタル貿易の重要性の拡大や、貿易障壁を下げ、貿易の効率性を高め、市場へのアクセスを容易にするデジタル貿易のルールの重要性について議論した。我々は引き続きの関与の潜在性を認識し、デジタル貿易に関して協働することに引き続き前向きである。
- **サプライチェーンの強靱化**：我々は強靱で信頼性の高い重要なサプライチェーンの重要性を認識し、それらのサプライチェーンの構築及び強化において透明性、多様性、安全性、持続可能性、信頼性を向上させる政策及び慣行に関する知見を共有した。我々は新たな動向及び将来の途絶への直面に対する準備態勢の向上の必要性について見方を共有した。
- **規制の整合性**：我々は貿易摩擦を軽減しビジネスの関与を円滑化するためにより一層の規制に関する協力及び整合性を推進することの利益を認識した。

7. 我々は第一回対話が成功裏に実施されたことを歓迎し閣僚レベル及び高級実務者レベルの両方で我々の建設的で前向きな関与を継続することを決定した。我々は適切な場合には、進行中の及び実践的な協力のための潜在的分野を探求することを決定した。

8. したがって、我々はCPTPP締約国及びASEAN加盟国の高級実務者に対して、2026年に開催予定の次回対話に向けた計画策定を指示した。我々はまたMC14に向けた準備会に先立って必要なWTO改革及びルール策定に関する我々の継続的な協力を強化することを約束した。

附属書B

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定と欧州連合との間の第一回貿易投資対話の機会における閣僚共同声明

1. 我々、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）締約国及び欧州連合（EU）の閣僚及び代表は、2025年11月20日にナム／メルボルンにおいて第一回CPTPP・EU貿易投資対話（対話）を開催した。

2. 第一回対話において、我々は共通の理解に至った：

- a) 自由で開かれた市場とルールに基づいた貿易は、我々の繁栄に貢献してきており、我々の将来の経済の成長と安全保障にとって必要不可欠であり続ける。
- b) 我々はあらゆる貿易紛争の解決に関するものを含む、既存の多数国間、地域間、及び二国間の貿易協定の下でのコミットメントを堅持し実施し続ける。
- c) 貿易及び投資を規律するルール及びルールに対する変更は透明で予測可能であるべきである。同様に、我々の貿易及び投資に影響を与える措置は、貿易及び投資を規律する既存のルールと統合的な透明性が確保された形で実施されるべきである。
- d) 我々は経済成長が持続可能であること及び我々の全てのコミュニティが増大する貿易及び投資から利益を受けることを確保すべく働きかけ続ける。
- e) 我々はグローバルバリューチェーン及び重要なサプライチェーンを強化し、持続可能な開発及び成長を醸成し、脆弱性についての理解を深めることで、我々の強靱性と競争力を高めることの重要性を再認識する。
- f) 我々は貿易及び投資の自由な流れを阻害し、強靱なサプライチェーンに影響を与え、過剰生産を引き起こすような、市場歪曲的な慣行への懸念を共有する。我々はまた、経済的な脆弱性及び依存を悪用しようとする経済的威圧への懸念を共有する。
- g) 我々はCPTPPとEUのエコノミーとの間のデジタル貿易を促進すること及びデータ、プライバシー及び消費者保護を含む、適切な保護措置を伴うデータの越境移転を円滑化することの重要性を認識する。

3. CPTPP・EU共通の理解はCPTPP及びEUのハイスタンダード、及び透明で、予測可能な、ルールに基づく公正で開かれた貿易の堅持に向けた我々の共通

のコミットメントを反映している。我々は持続可能な開発と成長の支援、予測可能な貿易環境の醸成、デジタル経済における協力の前進におけるCPTPP・EU共通の理解の重要性を強調した。

4. 対話がグローバルな貿易システムにとってとりわけ困難な時期に開催されたことを認識し、我々は世界貿易機関（WTO）を中核とするルールに基づく、無差別的で、開かれた、自由で公正で、包摂的で、公平で、持続可能なかつ透明性のある多角的貿易体制を強化することへのコミットメントを強調した。

- 我々は貿易及び投資の流れを歪曲するような慣行を含む現在及び新たな貿易課題に対処する上で引き続きWTOの重要性及び有効性を確保できるようWTOを改革するというジュネーブにおいて進行中の作業を支援するという我々共通のコミットメントを表明した。
- 我々は関心のある問題を推進し、新たなアイデアとアプローチを促進し、新たなルールに関する多数国間協定に向けた機運を高める手段としての、共同声明イニシアチブを含む、WTOにおける複数国間交渉の前向きな役割を認識する。
- 我々は電子商取引に関する協定のWTOの法的枠組みへの組み込み及び協定の発効に向けた取組を強調した。我々は開かれた、包摂的で、安全なデジタル貿易を促進するために進行中の多数国間及び複数国間の議論の重要性に留意した。我々は過去27年間にわたりデジタル経済の成長を支えてきた、電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムへのコミットメントを再確認し、全てのWTO加盟国に対しデジタル経済の確実性を保証し継続的な成長を持続させるための長期的な解決策に向けて作業することを呼びかけた。
- 我々は開発のための投資円滑化に関する協定のWTOの法的枠組みへの組み込み及び同協定の発効に向けた我々の取組を強調し、とりわけ開発途上国に利益をもたらす、投資枠組みの透明性と予測可能性の向上、行政手続の合理化、持続可能な開発の支援におけるその潜在性を認識した。
- 我々はWTOの意思決定プロセスの改善によるものを含め、WTOルールがアップデートされ履行可能であることを確保する必要性を認識し、全てのWTO加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度を実現するための我々のコミットメントを再確認した。我々は制度の改革に取り組んでいる間も、紛争を終局的に解決することの重要性及び多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）へのより多くの参加を慫慂する必要性を確認した。

- 我々はカメルーン共和国が第14回WTO閣僚会議（MC14）を成功裏に開催できるよう集団的な支援を提供し、前向きな成果を達成すべく全てのWTO加盟国と協力して作業を行うことに引き続きコミットする。

5. 多角的貿易体制をさらに向上させるとともに、CPTPPとEUとの間の協力を強化するために、対話は参加者に対し以下を含む具体的な協力分野を模索する機会を提供した：

- **貿易多角化**：我々は経済の強靱性の強化と持続可能な発展及び成長の支援において貿易多角化が果たす役割について意見交換を行った。我々はCPTPPとEUとの間で物品・サービス貿易を拡大させることの潜在的な利益を認識し、市場を多角化し各分野における新たな機会を探求するための戦略に関する経験を共有した。我々はそれぞれの貿易構造をよりよく理解し将来の協力に向けた相互関心のある分野の特定に向けた引き続きの関与の価値に留意した。
- **デジタル貿易**：我々は世界経済におけるデジタル貿易の重要性の拡大や、貿易障壁を下げ、貿易の効率性を高め、市場へのアクセスを容易にするデジタル貿易のルール的重要性について議論した。我々は引き続きの関与の潜在性を認識し、デジタル貿易に関して協働することに引き続き前向きである。
- **貿易及び投資の円滑化**：我々は経済成長の主要な原動力として貿易及び投資の円滑化に関する有益な議論の継続への我々の関心を表明した。我々はそれぞれの貿易及び投資のコミットメントに沿って、税関手続の改善、非関税障壁への対処、越境及び規制プロセスの合理化に向けたアプローチについての見方を共有した。
- **サプライチェーンの強靱化**：我々は強靱で信頼性の高い重要なサプライチェーンの重要性を認識し、それらのサプライチェーンの構築及び強化において透明性、多様性、安全性、持続可能性、信頼性を向上させる政策及び慣行に関する知見を共有した。我々は新たな動向及び将来の途絶事態に対する準備態勢の向上の必要性について見方を共有した。我々は関与を継続することを期待するとともに、CPTPPとEUとの間のサプライチェーンの強靱化に関して協働することについて引き続き前向きである。
- **世界貿易の環境**：我々はルールに基づく貿易を支え、多角的貿易体制が現在の課題に対処できることを確保するための取組について議論した。我々はまた、MC14及びその先に至る我々の進行中の協力を強化していくことにコミットした。

6. この第一回対話における我々の議論は建設的で未来志向なものだった。我々は進行中の及び実践的な協力のための潜在的分野を探求すべく、非公式な意見交換や、適切な場合には技術的なレベルでの関与によるものも含め、この対話を継続する重要性を確認した。

7. したがって、我々はCPTPP締約国及びEUの高級実務者に対して、2026年に開催予定の次回対話に向けた準備として相互に関心のある協力分野に関する作業計画を策定するよう指示した。

附属書C CPTPP一般的な見直し報告書：最終勧告

2023年11月15日にニュージーランドの議長国年において承認されたCPTPPの一般的な見直しに係る「付託事項」、及び「協定に定める規律が、締約国が直面する貿易・投資上の課題について適切であり続けられるよう」、運用を見直すことを含む、協定の第一回一般的な見直しにおける共通の目的を想起し、

2024年11月28日に承認されたCPTPPの一般的な見直しの進捗に関する閣僚へ向けた高級実務者による中間報告書及びカナダの責務の下で完了した包括的な評価のいずれもがこの一般的な見直し報告書に提示された勧告の根拠となっていることを考慮し、

2025年5月16日、大韓民国・濟州島において閣僚が高級実務者に与えた指示、及びCPTPPが高い水準であり、新たな課題に対処するという目的に適うものであり続けることを確保するというコミットメントをさらに想起し、

CPTPPの高級実務者は第27.1条2(b)、第27.2条3及び第27.2条4にかかる、CPTPPの第一回見直し作業を完了するこの一般的な見直し報告書（「報告書」）をここに完成させ、交渉もしくは締約国間の協力強化を通じたものを含む、協定の更新及び強化に向けた下記の勧告を委員会に提出する。

したがって、我々は前例にとらわれることなく、委員会に対し実務者が以下の規定及び/又はイニシアチブに関連する交渉を開始するよう勧告する：

- ・ **税関当局及び貿易円滑化**：AEO（認定事業者）制度、通関後、通関業者の利用、税関手続の一貫性に向けたコミットメント及び専門の税関小委員会の設置に関する規定、並びに事前教示、審査及び上訴、自動化、物品の引取り、公表及び秘密の取扱いに関する現行規定の更新の可能性を含む。

- ・ **サービス貿易**

- ・ **越境サービス貿易**：国内規制を含む、発展するサービス貿易に対応するための強化策を含む。

- ・ **金融サービス**：全ての締約国のコンセンサスを条件として、持続可能な金融、越境データ流通、透明性、国内規制、及び電子決済の発展を反映するための章の強化を含む。

- ・ **電子商取引**：人工知能、デジタルアイデンティティ、オンラインの安全性、

電子決済等の分野に関する規定、及びデータ流通、サイバーセキュリティ、消費者保護を含む課題に関する現行ルールの更新を含む。

・競争力及びビジネスの円滑化：危機時の連携等、共通の原則に基づいたサプライチェーンの強靱化の強化に関する規定やグローバル・地域のバリューチェーンへの統合を支援するための協力の強化の検討を含む。

・貿易と女性の経済的エンパワーメント：CPTPP小委員会全体でのジェンダー主流化を補完しつつ、貿易における女性の参画及びリーダーシップを前進させるための拘束力のない、協力規定もしくは新たな章の可能性を含む。

我々はCPTPPが協力及び連携を通じて新たな及び新興の課題に対処しつつ持続可能で包摂的な経済成長をもたらすことができる生きた協定であると認識する。したがって、我々は実務者に対して勧告する：

・投資：支配的かつ実効的な国籍原則に係る共同解釈声明、内国民待遇条、最恵国待遇条、待遇に関する最低基準条及び規制を行う権利に適用することができる共同解釈声明、投資章の投資家と国家との間の紛争解決の協議段階において、締約国が利用を検討するための拘束力のない参照文書として2023年の国際連合国際商取引法委員会モデル仲介規定を認める決定に向けた技術的な協議を進める。

・国有企業（SOEs）：現代の条約慣行及びOECDガイドラインとSOEの定義との関連性について文言更新の必要性評価という視点で加盟国主導の調査に取り組む。

・イノベーション：イノベーション及び技術により生じる特定の課題又は機会を取扱い、今後の取組に向けた活動内容と作業計画を定めるための議論を継続する。

・ジェンダー主流化：CPTPP委員会及び作業部会に対し女性の経済的エンパワーメント及びリーダーシップを向上させ、女性主導のビジネスを促進し、女性起業家に対する貿易及び投資障壁の撤廃を取り除くことを奨励するために注力すべき分野について高水準かつ拘束力のないガイダンスを提供する原則を策定する。

・経済的威圧：バンクーバー声明に沿い、これを基盤として、経済的威圧に関する情報共有、対応調整、集団的な強靱性の強化のための締約国の対話のプラ

ットフォームを設立する。

- ・ **市場歪曲的慣行**：市場歪曲的慣行に関する理解を深め、協力を促進し、次のステップに向けた勧告を特定するための締約国の対話のプラットフォームを設立する。

次のステップ

高級実務者は報告書の勧告を実施すべく関連する小委員会、作業部会及び補助機関が以下の基準を遵守するよう勧告する：

- ・ 高級実務者による承認のための交渉の終了及び/もしくは実施される協力活動の見込み期間を概説する実施作業計画を策定すべく2026年の第一四半期に会すること

- ・ CPTPP委員会の次回開催時、いかなる場合でも遅くとも2026年末までに報告書における勧告の実施状況について報告すること。